



平成27年5月11日

各 位

会 社 名 松田産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 松田 芳明
(コード: 7456 東証第一部)
問合せ先 取締役 IR 部長 木下 敦視
(TEL. 03-5381-0728)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定のお知らせ

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を一部改定することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、改定箇所は下線で示しております。

—記—

<内部統制システムの整備に関する基本方針>

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス体制に係る規程を制定し、役職員が法令および定款を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
また、その徹底を図るため、コンプライアンス担当役員は、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、役職員教育等を行う。これらの活動は定期的に取締役会に報告される。
- ②法令違反行為等に関する従業員からの相談または通報の処理の仕組みを定めた「ホットライン制度規程」を制定し、不正行為等の早期発見と是正を図るための内部通報制度を構築している。
- ③内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、「文書管理規程」により、常時、これらの文章等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、債権管理、商品相場、為替管理等に係るリスクについては、担当部署において、法令および社内規程を遵守し、規則・マニュアル・ガイドラインの作成・配布、教育訓練の

実施を通じて、リスク管理の徹底を図る。

- ②「TRM（トータルリスクマネジメント）委員会規程」を制定し、企業経営に重大な影響を与える様々なリスクの顕在化を未然に防止すると共に、万一緊急事態が発生した場合に迅速かつ的確に対処し、速やかな復旧を図るための組織体制を構築している。全社のリスクに関する総括責任者としてTRM委員長を任命し、全体的リスク管理の進捗状況のレビューを実施する。この結果は取締役会に報告される。
- ③情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ管理規程」を設け、すべての役員および従業員に対して、情報セキュリティに関する行動規範を示し、情報セキュリティの確保、維持を図る。
- ④監査室が各部署毎のリスク管理の状況を監査する。
- ⑤法務部が各事業所の実地調査により、環境法令等の遵守状況の確認および遵法性に関する指導を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、役職員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき各年度の具体的な目標を定める。
- ②効率的な情報システムを用いた業績管理により、取締役会が定期的にその目標達成のレビューを実施し、業務の改善を促すことで目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。
- ③情報システムに関しては「情報システム管理規程」において、全体最適化計画、企画、開発、運用、および保守についての基本指針を定め、これらの業務の体系的かつ効果的な遂行を図る。

5. 次に掲げる体制その他の当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社が定める「関係会社管理規程」において、関係会社の経営内容を的確に把握するため、業績、財務状況その他重要な事項について必要に応じて関係資料等の報告および提出を求める。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、当社グループ全体のリスク管理について「TRM（トータルリスクマネジメント）委員会規程」を制定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

②当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてTRM（トータルリスクマネジメント）委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、業務の円滑化および管理の適正化を図り、当社および関係会社間の情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。

(4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社は子会社に、その役員および使用人が「企業倫理規程」「コンプライアンス規程」に基づき、法令および定款を遵守した行動に努める体制を構築している。

②当社は子会社に、法令違反行為等に関する従業員からの相談または通報、不正行為等の早期発見と是正を図るため

「ホットライン制度規程」を利用する体制を構築している。

(5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の内部監査部門は、子会社の内部監査を実施する。

6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査室は監査役を補助する体制を確保する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は監査室に属する使用人の人事異動について、事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとする。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、人事担当取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとする。

8. 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法によるものとする。

②子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、子会社に重大な影響を及ぼす事項等を速やかに報告する。

③報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、「ホットライン制度規程」において体制を整備している。

④ホットラインの担当部門は、当社および子会社の取締役および使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査役に対して報告する。

⑤当社監査室、法務部は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、会計監査人および子会社の役員等とそれぞれ定期的に重要事項等につき意見交換会を開催することとする。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

当社は、「企業倫理規程」において「社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、経済的な利益を供与する等反社会的勢力に与する行動はしない」という方針を明確にするとともに、「反社会的勢力に対応するための指針」により、当社が締結する契約書に反社会的勢力を排除する条項を盛り込むことなどの具体的活動指針を定め、方針の徹底を図る。

以 上